

随意契約報告書

- 1 担当課 企画課
- 2 施行番号 契ま企 第 8 号
- 3 事業名 ささゆりの湯R Vパーク電源サイト新設工事
- 4 事業場所 串原
- 5 事業概要 電源サイト設置工事、車止めブロック
- 6 工期 令和 3年10月1日 ～ 令和 3年11月30日
- 7 請負代金額 2,912,800 円
- 8 契約締結日 令和 3年10月1日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市串原 5 1 5 0
名称 (株)堀井電気商会
代表取締役 堀井 哲也
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

12月に開催のWOMEN' S R A L L Y観戦者受け入れのため、施設を熟知している者と契約し、早期の設置を行うため。同事業者は、2020年に同施設の同様の電源サイト(テント泊用)を設置している。

随意契約報告書

- 1 担当課 建設課
- 2 施行番号 契建設 第 168 号
- 3 事業名 急傾斜地対策大井工区法面植生工事
- 4 事業場所 大井町
- 5 事業概要 植生工A=4230m²
- 6 工期 令和 3年10月7日 ～ 令和 4年2月4日
- 7 請負代金額 14,905,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年10月7日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市大井町 2 0 0 6 - 5
名称 (株) イソベ
代表取締役 磯部 友哉
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第6号 競争入札が不利な場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由

【根拠法令】 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

競争入札に付することが不利と認められるとき

この工事は、履行中の令和 2 年度繰越 契建設第 277 号 急傾斜地対策大井工区法面工事（以下、法面工事）で施工する切土法面を保護し、雨水による浸食を防ぐものである。

当初、法面工事において植生工を計上していたが、不測の理由による増工により、繰越予算での植生工の施工が困難となったため、令和 3 年度予算で対応する必要が生じた。

法面保護工は切土法面工の一連の中で施工するものであり、施工者である（株）イソベでなければ法面保護の効果を十分に発揮できないため、随意契約をおこなう。

また、履行中の工事と諸経費を合算することによって、より安価に工事をおこなうことができる。（減額 900 千円）

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 116 号
- 3 事業名 恵南衛生センター共架柱移転工事
- 4 事業場所 明智町
- 5 事業概要 恵南衛生センター引込第一柱移転工事 (コンクリート柱撤去、設置及び電気設備及び通信関係の移設)
- 6 工期 令和 3年10月11日 ～ 令和 3年12月17日
- 7 請負代金額 2,530,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年10月11日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県多治見市生田町 3-6 1
名称 (株) トーエネック 多治見営業所
所長 直井 貴久
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

恵南衛生センター共架柱移転工事に係る随意契約理由書

○契約の適用法令

第 167 条の 2 第 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

○契約の相手方

氏 名：(株) トーエネック 多治見営業所 代表者名 所長 直井貴久

住 所：岐阜県多治見市生田町 3 - 6 1

連絡先：0 5 7 2 - 2 2 - 6 2 8 1

○理由

恵南衛生センターの業務は、し尿・浄化槽汚泥及び雑排水汚泥の搬入が随時あり、汚泥処理に係る機械、電気等の設備は休みなく稼働している。市民に直結する衛生施設のため業務を停止することができない施設である。

あわせて、今回の工事に係る県道豊田明智線は、愛知県と岐阜県を結ぶ重要な幹線でもあり、生活道路として多くの交通量があり、早期の拡幅改良が望まれている。

よって、工事は早期に短時間が要求されその計画には、実績と現場経験が要求される。

(株) トーエネックは、今回の工事の対象となる「高圧線」「低圧線」「通信線（光ケーブル）」工事が行え、恵南衛生センター建設当初に引込みを行った業者である。

引込み状況や屋内配線を熟知し、配線の切り替えや屋内配線への繋ぎ込みを早期に短時間でトラブルが無いように行うには、当該事業者しかないので随意契約を締結する。

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 101 号
- 3 事業名 藤花苑処理棟機械器具修繕工事
- 4 事業場所 武並町藤花苑
- 5 事業概要 I Z 循環ポンプ (B) 修繕工事・し渣除去スクリーン修繕工事
・計装機器点検修繕工事・脱臭塔用活性炭取替修繕工事
- 6 工期 令和 3年10月18日 ～ 令和 4年3月11日
- 7 請負代金額 12,650,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年10月12日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区名駅南 1-24-30
名称 日立造船 (株) 中部支社
支社長 西川 佳成
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第 2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

地方自治法第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）

当施設は、平成8年にアタカ工業株式会社が受注し、設計及び施工を行った施設で、膜分離高負荷脱窒素処理設備（I Z X処理）など特殊技術や設備が多数存在する施設です。

I Z循環ポンプ等の点検修繕には特殊な知識と技術が必要で、設計施工を行ったアタカ工業株式会社の知識、特殊技術を要するため、アタカ工業株式会社の技術を引き継ぐ日立造船株式会社と随意契約するものです。

アタカ工業株式会社

- ・平成18年、大機エンジニアリングと合併しアタカ大機株式会社に社名変更
- ・平成26年、親会社である日立造船株式会社と合併

随意契約報告書

- 1 担当課 建設課
- 2 施行番号 契建設 第 165 号
- 3 事業名 市単災害 上矢作89号線災害復旧工事
- 4 事業場所 上矢作町飯田洞
- 5 事業概要 道路災害復旧 1式
- 6 工期 令和 3年10月15日 ～ 令和 3年12月25日
- 7 請負代金額 5,280,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年10月15日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市上矢作町 1 2 8 2
名称 (有) 共和土木
代表取締役 堀 豊次
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙随意契約理由書のとおり

随意契約理由書

施行番号	建設第 165号
件 名	上矢作町 89 号線災害復旧工事
施行場所	恵那市上矢作町飯田洞地内
施行期間	契約日から令和 3 年 12 月 25 日
相 手 先	恵那市上矢作町 1282 有限会社 共和土木 代表取締役 堀 豊次

随意契約理由

本工事は8月13日～16日にかけての豪雨により被災した市道の復旧を行う工事である。当該路線は上矢作簡易水道の取水箇所へのアクセス道路及び原水の送水管の埋設経路となっているため、早急に復旧しなければ住民生活に多大な影響が生じる。

このため、地元事業者であり、早急に対応可能な有限会社共和土木との随意契約により行う。

緊急の必要により競争入札に付することができないとき（自治法令167の2の1の5）

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 30 号
- 3 事業名 大崎浄水場 前処理逆洗ポンプ他整備工事
- 4 事業場所 長島町大崎浄水場
- 5 事業概要 機器の分解、点検整備、手入れ、部品交換、組立、試運転調整
（前処理逆洗ポンプ（2台）No.1, No.2、前処理逆洗ブロワ（2台）No.1, No.2、膜ろ過水供給ポンプ（2台）No.1-2, No.2-2）
- 6 工期 令和 3年10月20日 ～ 令和 4年2月18日
- 7 請負代金額 4,565,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年10月20日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山3-7-3
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所
中部事業所長 木戸 正昭
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

契水工第 30 号

大崎浄水場 前処理逆洗ポンプ他整備工事

随意契約理由書

- ・ 関係法令

地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さない場合

- ・ 随意契約理由

平成 29 年度からの長期継続契約にて大崎浄水場を含む恵那市水道施設運転管理業務委託をオルガノプラントサービス（株）中部事業所と契約しており、大崎浄水場の管理業務過程で作業が発生するため。

随意契約報告書

- 1 担当課 教育総務課
- 2 施行番号 契教総 第 117 号
- 3 事業名 大井第二小学校校内道路舗装修繕工事
- 4 事業場所 大井町
- 5 事業概要 舗装工 (As舗装工/562㎡) 排水構造物工 (PU-3-250/20m、スリット側溝/17m、PU柵250/2基)
- 6 工期 令和 3年10月27日 ～ 令和 4年2月4日
- 7 請負代金額 3,850,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年10月27日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市大井町 2 0 0 6 - 5
名称 (株) イソベ
代表取締役 磯部 友哉
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第7号 時価に比べて有利な場合に該当

同一敷地内で現在工事している契建設第277号急傾斜地対策事業大井工区法面工事と同時施工することで経費が押さえられ、現工事の一環として行えるため、学校への負担も軽減できる。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 33 号
- 3 事業名 大崎浄水場膜ろ過ユニット 空気作動弁交換工事
- 4 事業場所 長島町 大崎浄水場
- 5 事業概要 大崎浄水場 膜ろ過ユニット6系列 空気作動バタフライ弁交換 36台（100A 6台、150A 12台、250A 18台）
- 6 工期 令和 3年10月29日 ～ 令和 4年1月31日
- 7 請負代金額 6,875,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年10月29日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市千種区内山3-7-3
名称 オルガノプラントサービス（株）中部事業所
中部事業所長 木戸 正昭
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

契水工第 33 号

大崎浄水場膜ろ過ユニット 空気作動弁交換工事

随意契約理由書

- ・ 関係法令

地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 2 号 その性質又は目的が競争入札に適さない場合

- ・ 随意契約理由

平成 29 年度からの長期継続契約にて大崎浄水場を含む恵那市水道施設運転管理業務委託をオルガノプラントサービス（株）中部事業所と契約しており、大崎浄水場の管理業務過程で作業が発生するため。

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 129 号
- 3 事業名 岩村町乗政寺山墓地崩落修繕工事
- 4 事業場所 岩村町
- 5 事業概要 墓地内通路及び区画に崩落した土砂の撤去及び崩落箇所法面保護
- 6 工期 令和 3年11月1日 ～ 令和 4年1月31日
- 7 請負代金額 6,391,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年11月1日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市飯地町 1 6 7 1 - 3
名称 かね大建設（株）
代表取締役 平井 茂
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙添付

随意契約理由書

地方自治法第167条の2第1項第5号（緊急の場合）

岩村乗政寺山墓地は、令和3年8月の豪雨災害により被災し法面の崩落が発生し、墓石等の倒壊が発生している。

また、崩落法面の残地法面に関して、クラック（ひび割れ）が発生しており、再度崩落する恐れがあるため、早急に土砂の撤去及び法面保護の工事を行う必要がある。

業者選定について、市内土木業者で工事の早期着工が可能である、かね大建設と随意契約を行う。

随意契約報告書

- 1 担当課 農政課
- 2 施行番号 契農政 第 40 号
- 3 事業名 三郷用水導水管浚渫工事
- 4 事業場所 長島町中野
- 5 事業概要 土砂等浚渫 導水管Φ1200 L=100m、サイホンΦ1200 L=29m
- 6 工期 令和 3年11月5日 ～ 令和 4年2月28日
- 7 請負代金額 7,700,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年11月5日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県大垣市新田町 4-30
名称 (株) テクアノーツ 中部事業所
中部事業所長 舟木 直純
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

その性質又は目的が競争入札に適さない場合に該当

随意契約理由書

契農政第 40 号 三郷用水導水管浚渫工事 ✓

8 月豪雨に伴う災害復旧事業 ✓

施行の内容 導水管Φ1200 L=129mの土砂等浚渫 ✓

○随意契約理由

地方自治法施行令第 167 条の 2 の 1 項第 2 号

【その性質又は目的が競争入札に適しないとき】 ✓

本工事は、大崎浄水場の導水管を兼ねており、通水しながら潜水土によって行う特殊作業となるため、恵那市に水道施設として指名登録のある 35 社に対して以下の特記事項を付してアンケートを行い、業者の選定を行った。 ✓

特記事項

- 1 通水しながら作業ができること。 ✓
- 2 潜水土等の安全確保、管内の施工管理ができること。 ✓

上記アンケートの結果、条件に合う業者がノダック(株)中部事業所及びテスコ(株)の 2 社となったが、業種大分類で建設工事登録のあるのはノダック(株)中部事業所のみであるため、同社と随意契約したい。 ✓

随意契約報告書

- 1 担当課 生涯学習課
- 2 施行番号 契教生 第 76 号
- 3 事業名 岩村城追手門石段修理工事
- 4 事業場所 岩村町城山
- 5 事業概要 8月豪雨による追手門石段が崩落したため、石段により復旧を行う。
- 6 工期 令和 3年11月15日 ～ 令和 4年3月20日
- 7 請負代金額 3,989,480 円
- 8 契約締結日 令和 3年11月15日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市岩村町飯羽間2380-1
名称 宮沢石材店
宮澤 純平
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由

地方自治法施行令

167条の2の1項第2号

(その他の契約でその性質または目的が競争入札に適しない)

当該工事は県史跡岩村城跡の8月豪雨災害による緊急復旧工事である。現場は雨の影響により崖のようになっており、通行者の危険回避のため早急に工事を行う必要がある。

また、岩村城は県史跡であり、今回工法は石段積みによる復旧を目指し、当該業者は地元業者として過去から岩村城の石垣や石段修復に携わり、城や被害個所に熟知している。このため下記業者と契約する。

予定委託業者

住所：岩村町飯羽間 2380 番地 1

業者：宮沢石材店

代表者 宮澤 純平

随意契約報告書

- 1 担当課 議会事務局
- 2 施行番号 契議 第 16 号
- 3 事業名 恵那市役所本庁舎議場屋上防水改修工事
- 4 事業場所 恵那市役所
- 5 事業概要 施工中の本庁舎議場等改修工事の内装解体作業の際に雨漏り箇所が見つかり、早急に対策をする必要があることから、議場屋上の既設防水シートの上にウレタン塗膜防水による防水改修工事を
行なう
- 6 工期 令和 3年11月17日 ～ 令和 4年1月31日
- 7 請負代金額 2,992,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年11月16日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町中野上沼 3 6 ー 5
名称 恵中建設（株）
代表取締役 鈴木 恭彦
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第 1 項第7号 時価に比べて有利な場合に該当

議場等改修工事の受注者である恵中建設株式会社に発注することで、仮設外部足場及びクレーン車、現場事務所設置に係る経費の削減のほか、議場等改修工事の進捗に合わせ効率的に屋上防水工事が可能となり、一体的な施工管理による工期の短縮が図られるため。

随意契約報告書

- 1 担当課 建設課
- 2 施行番号 契建設 第 167 号
- 3 事業名 広瀬川河川災害復旧工事
- 4 事業場所 山岡町田代
- 5 事業概要 復旧延長 L=31.3m、ふとんかご工 L=24m、土工1式、プラスチック水路工 L=30m、現場打接続工 N=1箇所、帯工 N=1箇所、土のう積工(小口並べ) A=0.8m²、仮設工 N=1式、取壊し工 M=1式
- 6 工期 令和 3年11月18日 ～ 令和 4年3月29日
- 7 請負代金額 9,350,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年11月18日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市山岡町原789-3
名称 板垣建設(株)
代表取締役 板垣 光公
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別添随意契約理由書のとおり。

随意契約理由書

施工番号 契建設第 167 号
件 名 広瀬川河川災害復旧工事
施工場所 普通河川広瀬川
施工期間 契約日から令和 4 年 3 月 29 日
相手先 板垣建設株式会社

随意契約理由

本業務は令和 3 年 8 月豪雨により被災した河川の流路を復旧し、今後の二次災害を防止するものである。

被災箇所は民家に隣接しており、現在、仮設の大型土のうにより応急処置を実施した状態であるが、今後の降雨等で更に崩壊が進行する可能性が高く、人的被害の恐れもある。早急な復旧対応が必要である。

当現場は被災直後に板垣建設株式会社が応急対応にあたっており、周囲の状況を熟知していることから、現場合わせた早急な対応が可能である。

これは地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当する。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（特環）
- 2 施行番号 契特環 第 33 号
- 3 事業名 岩村町新市場マンホールポンプ緊急更新工事
- 4 事業場所 岩村町富田
- 5 事業概要 新市場マンホールポンプ N=1台
- 6 工期 令和 3年11月26日 ～ 令和 4年3月30日
- 7 請負代金額 2,574,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年11月26日
- 9 契約相手方 住所 岐阜県恵那市長島町永田 3 0 7 - 1 3 6
名称 正栄電機（株）
代表取締役 本位田 健太郎
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由

下記の理由により随意契約を行います。

1. 関係法令

地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 5 号 緊急の場合に該当

2. 随意契約理由

新市場 MP の No. 2 が故障しており、現在 No. 1 の単独運転となっている。通常時は NO. 1, 2 で交互運転を行っており、単独運転では No. 1 への負担が大きいため、マンホールポンプの機能が完全停止する前に No. 2 の機能回復が必要である。

市内業者のなかでも、H29 年に No. 1 の更新を行っており、機器に精通しつつ、早急の対応が可能と回答を得られた正栄電気と随意契約を結ぶ。

3. 見積方法

1 社見積

4. 入札方法

特別な随意契約 紙入札 1 社

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 142 号
- 3 事業名 エコセンター恵那 RDF脱臭炉耐火物修繕工事
- 4 事業場所 エコセンター恵那
- 5 事業概要 耐火物撤去、先端リング取付工事、耐火物取替工事、足場組立、管理監督、産業廃棄物処分。
- 6 工期 令和 3年12月1日 ～ 令和 4年3月1日
- 7 請負代金額 8,800,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年12月1日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市西区名駅二丁目27番8号
名称 メタウォーター（株）営業本部 中日本営業部
部長 糸田 貴史
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙「随意契約理由書」添付

随意契約理由書

契約の適用法令

地方自治法施行令 第 167 条の 2 第 1 項第 5 号（緊急の場合）

契約の相手方

氏 名 メタウォーター（株） 中日本営業部 部長 桑田 貴史

住 所 名古屋市西区名駅二丁目 27 番 8 号

理 由

エコセンター恵那の RDF 脱臭炉の耐火物が剥落したため緊急修繕を行う。このままの状態が続けば脱臭炉バーナー本体が熱で変形し固形燃料（RDF）を成形することが出来ず処理が止まってしまう恐れがある。

今回の工事は急を要する場合に該当するが、メタウォーター（株）が早急に対応可能であり、また当該事業者は施設建設当初から施設内の機械の施工管理を請け負っているため、施設内のこれまでの機械のデータとの整合性や他の機械との連携などにも精通しており、他の事業者ではそのようなことは技術的に不可能である。

以上の理由により、上記事業者と随意契約を締結する。

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（特環）
- 2 施行番号 契特環 第 31 号
- 3 事業名 竹折浄化センター汚泥脱水機修繕工事
- 4 事業場所 武並町
- 5 事業概要 脱水部シリンダーカートリッジ N=1個 濃縮部シリンダー
カートリッジ N=1個 脱水スクリー N=1個 NSスクリーン
N=1個
- 6 工期 令和 3年12月6日 ～ 令和 4年3月25日
- 7 請負代金額 3,658,050 円
- 8 契約締結日 令和 3年12月6日
- 9 契約相手方 住所 神奈川県横浜市港北区新羽町 1 9 2 6
名称 アムコン（株）
代表取締役 佐々木 昌一
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第5号 緊急の場合に該当

別紙のとおり

随意契約とする理由

【地方自治会施工令第167条の2第1項第2号】

契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合

今回修繕を行う汚泥脱水機は、供用開始当初より2台の脱水機により稼働している設備であり、維持管理を定期的に行い平成27年度には内1台を更新している。現在、未更新の1台について不具合が頻繁に発生しており、汚泥処理に支障をきたしている。この設備は汚泥処理の最終段階での重要な設備である。汚泥脱水機の修繕は、製造業者アムコン(株)でないと修繕できないため随意契約を行う。

随意契約報告書

- 1 担当課 環境課
- 2 施行番号 契水環 第 141 号
- 3 事業名 藤花苑汚泥焼却設備等工事
- 4 事業場所 武並町藤花苑
- 5 事業概要 焼却設備始動バーナーに関する部品取替工事・活性炭吸着塔オーバーフロー配管増設工事・アルカリタンク内壁補修工事・データーロガ用UPS更新・機器制御部品取替工事
- 6 工期 令和 3年12月13日 ～ 令和 4年3月15日
- 7 請負代金額 13,750,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年12月7日
- 9 契約相手方 住所 愛知県名古屋市中村区名駅南1-24-30
名称 日立造船(株) 中部支社
支社長 西川 佳成
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約理由書

地方自治法第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しない場合）

当施設は、平成8年にアタカ工業株式会社が受注し、設計及び施工を行った施設で、膜分離高負荷脱窒素処理設備（I Z X処理）など特殊技術や設備が多数存在する施設です。

焼却施設等の工事には特殊な知識と技術が必要で、設計施工を行ったアタカ工業株式会社の知識、特殊技術を要するため、アタカ工業株式会社の技術を引き継ぐ日立造船株式会社と随意契約するものです。

アタカ工業株式会社

- ・平成18年、大機エンジニアリングと合併しアタカ大機株式会社に社名変更
- ・平成26年、親会社である日立造船株式会社と合併

随意契約報告書

- 1 担当課 上下水道課（水工）
- 2 施行番号 契水工 第 38 号
- 3 事業名 上矢作浄水場苛性ソーダ注入器更新工事
- 4 事業場所 上矢作町
- 5 事業概要 上矢作浄水場苛性ソーダ注入器更新 N=1式
- 6 工期 令和 3年12月16日 ～ 令和 4年3月22日
- 7 請負代金額 2,750,000 円
- 8 契約締結日 令和 3年12月16日
- 9 契約相手方 住所 東京都目黒区自由が丘3-16-15
名称 シンク・エンジニアリング（株）
代表取締役 岡村 勝也
- 10 契約相手方の選定理由
167条の2第1項第2号 その性質又は目的が競争入札に適しない場合に該当

別紙のとおり

随意契約報告書

1. 担当課 上下水道課
2. 施工番号 契水工第38号
3. 事業名 上矢作浄水場苛性ソーダ注入器更新工事
4. 事業場所 上矢作町地内
5. 事業概要 上矢作浄水場苛性ソーダ注入器更新 N=1 式
6. 工期 令和3年12月16日～令和4年3月22日
7. 請負金額 2,750,000円
8. 契約日 令和3年12月16日
9. 契約者
東京都目黒区自由が丘3-16-15
シンク・エンジニアリング(株)
代表取締役 岡村勝也

10. 契約相手方の選定理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

その性質又は目的が競争入札に適しないときに該当

当業務は、

- ①. 他の遠隔監視機器への影響が無い様に行うこと。
- ②. 施設を止めることなく更新した機器を調整・運用を行うこと。
- ③. 作業中に発生するトラブルに速やかに対応するため、当設備を熟知していること。

上記により事項を行うことができる、当設備をメンテナンスしているシンク・エンジニアリング(株)と随意契約を行う。

※上矢作浄水場で運用している遠隔監視システムは、シンク・エンジニアリング(株)が製造したシステムを導入し運用している。